

平成 28 年 10 月 21 日

西東京市保育園保護者連絡協議会

会長 様

西東京市子育て支援部

保育課長

市内保育園及び近隣環境に対する意見に対する回答

平素より、西東京市の保育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。
平成 28 年 9 月 13 日付で提出のあった、市内保育園及び近隣環境に対する意見について、以下の通り回答いたします。

1. 保育行政について

(1) 待機児童対策について

市内認可保育園では 3～5 歳児クラスにおいては定員割れがある反面、待機児童の 9 割は 0～2 歳児クラス入所希望者であることから、0～2 歳児対象の小規模保育施設の開設が多く計画に上がっていると思われまます。この待機児童数をどのようにしてゼロに向けて計画されるのか、具体的に教えて頂きたい。また、新規保育施設建設にあたり、他自治体のような近隣住民による反対が起こらないよう、慎重に計画を行って頂くとともに、保育施設開園に向けて、どのように調査を行っているか合わせて教えて頂きたい。また、西東京市北側（ひばりが丘・保谷地区）の保育施設の計画も教えて頂きたい。待機児童を減らすために安易に運営が不安定な事業主を選ぶことなきよう、子供達の安全に関わる保育の質を最優先でお願いします。

<回答>

西東京市では、子育て・子育てワイワイプラン（子ども・育て支援事業計画）（以下「ワイワイプラン」という。）を平成 27 年 3 月に策定し、平成 29 年度末までに待機児童を解消することを目指しています。0～2 歳児（3 号認定の子ども）については、平成 29 年度の保育量の見込みを 1,923 人と算出しており、この人数を受け入れるため、引き続き必要な施設の整備を行ってまいります。

新規保育施設の開設にあたっては、待機児童の解消に効果的な場所であること等だけでなく、出来る限り接道面積が広いこと、接道する道路の幅が広いこと、近隣に住宅が密集していないこと等も考慮して選定を行っております。

ひばりヶ丘駅周辺地域では、平成 29 年 4 月に認可保育園 2 園、小規模保育事業所 1 施設の開設を予定しています。保谷駅周辺地域では現在のところ具体的な開設の予定はありませんが、引き続き小規模保育事業者の募集を行ってまいります。

(2) きょうだい同一園入所について

きょうだい同一園に通うということは、親の負担軽減だけではなく、子どもたちが必要な時間、必要なだけ保育を受けるという意味で非常に大切であると考えております。2 園以上を掛け持ちする場合、殆どの家庭は保護者のどちらか 1 人が複数園への送迎を行っているため、その送迎のためにどちらかのきょうだい長時間保育を受けているのが現状です。さらに、きょうだい別々の保育園に通っている場合、災害時には乳幼児を連れながら二箇所の避難所へ向かう必要があり不安であるという保護者の声もあります。

1

加点をすることで第一子世帯に不利に働くという事から公平性を保つため、平成 26 年度よりこれが廃止となり、更に平成 28 年度からは同点の場合における第六優先項目からも「申込時の兄または姉が在籍している場合」も除外されてしまいました。これに伴い、「兄弟姉妹が 2 園以上に在籍し、同一園へ転園申込の場合」の調整指数が +5 から +8 点となりましたが、これは一旦下のきょうだいを認可園へ入所してはならず、いずれにしても別園での掛け持ちは避けられないという事になります。また、既に上のきょうだいが認可保育園に入所していても、下のきょうだいは認可外に入所しているという世帯はたくさんあるにも関わらず、この項目に該当しないため、結果何年も複数園の掛け持ちをしなくてはなりません。平成 27 年度の懇談会においては「既に認可に入所する条件を満たしているという事から、認可別園の場合同一園への申し込みの際に際し加点を増やした」という説明を受けておりますが、既に上のきょうだいが入所している時点で、その条件は満たしているものと考えますので、認可保育園への在園資格を有しているにも関わらず、この調整指数は使えないという矛盾が発生しています。この「2 園以上」の幅を認可外にも適用して頂くようお願いしたい。

また、第七優先項目における「前年度の住民税の低い世帯を優先する」に関しては、年少扶養控除の廃止に伴い、その世帯に何人の子が居ても同一の住民税となっているが、例えば

A 世帯：第一子入所申込。住民税額 150,000 円

B 世帯：第二子入所申込。住民税額 160,000 円（上のきょうだいが在園）

の場合、第七優先項目では A 世帯が優先されることになるが、B 世帯には子供が 2 人いるため、実質子供に掛けられる金額は A 世帯より低いかもしれないため、入所審査の際のみその世帯に居る在園児数を加味して住民税額の減算を検討していただきたい。（例：住民税額－[一定額×子供の数]など）

<回答>

きょうだい別園のご負担・ご不安につきましては市としても理解しているところですが、現在の入所状況を鑑みて、第一子世帯との公平性のため、現在の取り扱いとしております。

ご提案のきょうだい加点の範囲を認可外施設の在園に適用した場合、認可保育所内の転園に比べ、第一子世帯に不利に働くため、現状では適用の予定はございません。

住民税額に関しましては、年少扶養控除の廃止分については子ども手当の創設（現在の児童手当）により、また、16 歳から 18 歳の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止は高校の実質無償化により、「所得控除から手当へ」等の観点から補完されているものと解しておりますので、審査での減算の予定はございません。

(3) 保育料に関して

今年度より保育料が改定となり、市の計画では今後国基準に対する 100%を利用者負担額とすると示していますが、これ以上子育て世帯への負担を強いることなきよう、現状の保育料を継続的に維持して頂くよう、お願いします。

また、第一子、第二子保育料の規定について、未就学児のみの対象ではなく、各世帯の子供の数に対する規定をお願いしたい。

<回答>

利用者負担の見直しに関してましては、保育園在園児保護者を委員として参加いただいている子ども子育て審議会により、「事業継続のための財政負担の課題のほか、今後の待機児童対策の進捗状況、公定価格における保育の質の向上などによる財政負担の増大、新制度の実施による想定との差などの検討要素が想定されるため、市の財政に与える影響等を点検し、定期的な見直しを図る必要がある。」と平成 27 年 8 月 5 日に答申がなされたところです。については、その答申の趣旨にしたがい、今後も定期的な見直しを行ってまいりたいと考えております。

2

多子世帯への軽減に関しましては、国の制度改革にも注視しつつ、利用者負担の見直しと合わせて検討してまいります。

(4) 小規模保育施設について

市内のとある小規模保育施設では年度初めに園長が不在のまま数ヶ月もずっと運営を続けているところがあり、利用保護者が大変不安に思っています。本来なら施設運営の条件にも関わる部分であり、運営停止等の対象になるものと考えますが、突然預け先がなくなる事は日常生活を送る上で非常に困難になるため、市として事業主への指導を徹底して頂きたい。これは日中の保育にも大きく影響を及ぼし、思わぬ事故や怪我の原因になると心配しております。加えて、小規模保育事業C型及び保育ママの開所に向けた西東京市の定める研修（講習等）について、例えば実際の保育施設の実務試験を含むなど、より保育に適切な人材によって運営出来るよう基準を設けて頂きたい。小規模保育施設を開設する事は待機児童解消に大きく貢献していることと理解しておりますが、市として施設運営に関してしっかり監督、アフターフォローをお願いしたい。

また、小規模保育施設卒園児が希望通り3歳以降の保育も継続して受けることが出来るよう、保育施設のみならず、近隣の認証、幼稚園等との連携も併せて行って頂きたい。

<回答>

事業者への指導につきましては、運営基準を満たすことはもちろん、実際の保育の提供に影響が出ることがないように指導を徹底します。

西東京市では、今後小規模保育事業C型及び家庭的保育事業を新規で実施（開設）する予定はございません。

家庭的保育事業等との連携施設の確保につきましては、平成31年度までに事業者が主体的に確保することとなっておりますが、その確保が進んでいない状況にあるため、現在、適切な連携施設の確保に向けて、連携内容等の調査を行っております。

(5) 病後児保育施設について

現在病後児保育施設を2箇所配備頂いておりますが、市内保育園利用者の割合からすると受入定員数が非常に少なく、また事前登録も必要であることから、利用したい時に利用できない場合もあり、突然の子どもの病気に柔軟に対応頂けていないと感じている保護者が多く居ます。

また、利用にあたり、職場へ遅刻と早退をしなければ預けられないという世帯も多いため、保育所開園時間と同様の開所時間を検討して頂きたい。

<回答>

病児・病後児保育事業の実施については、ワイワイプランに定められており、関係団体との調整など、課題を整理検討しながら提供体制の確保に努めてまいります。施設の開所時間については、子どもの心身の負担と保護者の事情等を踏まえつつ検討すべき課題であると考えております。

(6) 延長保育について

今年度より市内全公立保育園（17園）において、通常保育時間を7時から17時59分までの11時間とし、延長保育時間が18時からとなりましたが、納得の行く利用者ニーズ調査が行われていたか非常に疑問に感じております。他自治体では7時半～18時29分の11時間を標準保育と定めているところもあり、西東京市においては7時15分～18時14分の11時間を標準保育と定めた方が希望者も多いと考えます。これらについて、実際に行ったニーズ調査の結果の開示をお願いするとともに、標準保育時間の再検討をして頂きたい。

<回答>

公立保育所における保育標準時間認定の時間を午前7時から午後6時と定めたことにつきましては、

従来から、西東京市内保育所は公立及び私立施設とも11時間保育の開始を午前7時からとして施設を管理していたものに由来するものです。

また、利用者及び利用を検討する方のニーズは、利用時間設定の際に考慮すべきものと考えておりますが、保育所は入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する場であることから、子どもの生活リズムや、生育・発達にも考慮する必要があるため、かつ1-（3）でも触れているように、財政負担の課題も考慮しながら保育の実施をしていくことも求められているところです。

これらの課題から、標準保育時間は全体的なバランスの中で設定されるものと認識しており、現在のところ変更を検討する予定しておりません。

(7) 延長保育料の細分化について

今年度より延長時間の取扱が変わったことから、従来通りの労働環境の世帯が1分から14分の間で延長利用を多くしておりますが、延長保育料が1時間区切りのため、子供への負担を考慮し本当に必要な時間だけを適切に利用できるよう、延長保育料の細分化をお願いしたい。昨年度も同様をお願いしておりますが、細分化に伴う事務作業の負担は望んでおりませんので、1-（8）に明記している自動集計システムの導入を合わせてお願いしたい。

<回答>

保育所の利用につきましては、利用可能な範囲の中で、ご家庭の事情やお子さんの負担等を保護者さまがご考慮いただきながら、ご利用いただいているものと考えております。

ご要望の趣旨は、延長時間を細分化することにより利用料金の減額をご希望されるものと推察いたしますが、延長保育に要する経費は人件費が大きな部分を占めており、分単位での細分化可能は難しいものと考えております。

そのため延長時間の細分化は、直接的に財政負担と繋がってくることから、利用者負担の見直しとあわせて検討してまいりたいと思います。

(8) 保育利用時間自動集計システムについて

現在多くの園で紙への打刻方式によるタイムカードを導入しているため、全園児の保育時間集計は園職員による手作業となっています。1-（7）に明記した延長保育料の細分化に伴い、この事務作業の更なる負担が発生する事なきよう、ICカード等による自動集計システムの導入をお願いしたい。これにより、延長保育料の算出も容易に行えるようになり、また、新制度における保育短時間、標準時間利用者についても簡単に延長保育料の計算が行えるようになると考えます。

<回答>

システム導入にあたっては、ご提案のICカード等による自動集計システムの導入に限らず、システム導入の効果と現状の事務と比較検討し、費用対効果を検証したうえで導入を行っております。

市職員の出勤管理においてICカードを利用した自動集計システムの費用対効果を積算した際には、大幅なコスト超過となったことから、園児の保育時間のみを集計する目的をもって検討すべき状況にはないものと考えております。

(9) 延長保育料免除について

一昨年度の懇談により、延長保育料免除に対する一定の補助を各私立、民営化園に頂いているが、AB階層世帯の利用以外にも電車遅延による延長免除発生は多い園で月44件あるところもあるため、実際に掛かった分に対する補助をして頂けるよう、予算を組んでいただきたい。

<回答>

電車遅延による利用料免除の取扱いにつきましては、各保育園より運用面の課題が少なからず寄せられております。多くの利用者の方々においては、日常的に利用する公共交通機関の遅延や運休に伴い、

止むを得ず延長時間のお迎えとなっているものと認識しております。しかしながら、一部の利用者において直接的にお迎えの時間に影響の無い程度の遅延発生を理由に料金の免除を申し立てがあり、制度の趣旨に反した負担が各保育園に発生しております。

市といたしましては、他の自治体における取り組み状況等を調査・研究したうえで、公平性の観点から適正な運用へ向けた見直しを検討してまいりたいと考えております。

(10) 開所時間を超過した場合の取扱について

開所時間を超過した場合（19時、19時15分、20時）のお迎えについての延長料金取扱については、市が規定していないため徴収出来ないという園と、独自に徴収している園もある。市としてこの取扱をどう考えているか教えてもらいたい。

<回答>

一般的に、保育所において時間外の保育の提供を受けた方は、保育所の設置者に対し、設置者がその時間外の保育を提供するために要した費用を支払うこととなっております。そのため、基本的には料金が発生するため、私立保育所において、料金を請求することは可能と考えております。

一方、市が管理する公立保育所の利用料金につきましては、市が条例等に基づき規定を定める必要がございます。すなわち現在は延長時間を超過して利用した場合の料金の規定を設けていないため、規定上料金が発生しないものです。今後、延長時間超過者の増加、延長時間を超過する時間の利用者の増加等の状況が生じた場合には、規定を定めることも止むを得ないことと思われま。

なお、延長時間を超過するご事情はご家庭により様々かと思われまますが、時間内のお迎えにご協力をお願いいたします。なお、大規模災害の発生などにより延長時間を超過する場合には、職員体制を確保し適正に保育を実施することとなっておりますので、ご自身の安全を確保したうえで、お迎えに来ていただければと思います。

(11) 0歳児保育の一時的廃止について

現在市内3園にて0歳児クラスを廃止し、その分1歳児受入枠を拡充していますが、この対策により、待機児童解消へのぐらゐの影響があったのか、詳しい情報提供をお願いします。

<回答>

西原保育園、ひばりが丘保育園、やぎさわ保育園の3園において、0歳児クラスを受入を一時的に中止した結果、待機児童が多い1歳児～3歳児クラスにおいて、現時点であわせて24名の増枠を実現できております。これは最大級の小規模保育事業所を1施設整備したものと同程度以上の効果を得られているものです。

(12) 保育士の待遇改善について

市内の保育士がどの保育施設でも長期に渡って勤められるよう、待遇の改善をご検討頂きたい。また、キャリア形成のための研修制度の拡充や、市内保育施設（公立・私立・地域型等）で働く職員同士の情報交換等ができるよう検討いただきたい。

<回答>

保育士の処遇改善については、国や都の動向に注視しながら適宜対応しており、本年度においてもキャリアアップ補助金等の支給により、その改善に努めているところです。

研修制度や情報交換については、市内公立保育園が毎年度計画している保育士研修や、東京都等を通じて募集のある研修等について御案内し、各保育施設より希望に応じ参加いただいております。

(13) 看護師の配置について

子どもの安全のため、市内全園へ看護師の配置を検討頂きたいと考えております。0歳児保育を行っていない園に対しても引き続き検討をお願いします。

<回答>

保育園への看護師の配置につきましては、第4次定員適正化計画に基づき行うとともに、平成29年度に策定することとなっている民間委託化等に係る計画とも整合性のとれたものとしていく必要がございます。

このような状況の中で、現在看護師が配置されていない、はこべら保育園に看護師嘱託員を配置する予定となっております、採用試験を実施したところです。

(14) 朝夕保育士配置について

昨年度より保育士不足対策として、暫定的ではあるものの厚生労働省が朝夕の保育士（有資格者）の配置を従来の2名ではなく1名でよしとしているが、市内での運営状況を教えて頂きたい。この暫定措置により、有資格者の配置削減や、委託費、運営費の削減がなきよう、従来通りの運営を維持して頂きたい。

<回答>

朝夕の保育士（有資格者）の配置については、従来どおり実施しております。

(15) 職員の離職・定着率について

職員の離職・定着率は安定的な保育環境を継続する上で非常に重要であると考えておりますが、実際のところは運営元による差が大きく見受けられ、年度内に数回担任が変わったり、施設長が変わってしまう園もあります。特に株式会社運営の保育施設では、短期間の間に施設長が新たに開園する別の園の施設長として移動となってしまうなどあり、安定的な保育環境を継続するのが困難と思われる事態もあります。市内保育施設（公立・私立・地域型）での職員の離職・定着率について、市がどの程度把握しているか教えて頂きたい。

<回答>

クラス担任の配置等については、各園長（又は施設長）の管理のもと実施されるものですが、補助制度等を実施するにあたり、職員の配置状況を毎月報告させているところです。

職員の離職状況等については、施設長等から報告や相談を受けることがございますが、経営判断に基づく施設長の異動等については、市が関与するところにはあたらないものです。しかしながら、配置基準に基づき届出られている職員配置を下回ることが無いよう周知するとともに、先述の補助制度等により職員配置を担保しつつ、キャリアアップ補助金等の保育士の処遇改善を目的とした補助金の支給を通じ、保育士の離職防止に努めてまいります。

2. 安全対策について

(1) 災害時対策について

災害時に保育施設が避難所として指定された場合、あらゆる状況を想定してトイレや炊き出し等のマニュアルが配備されているか教えて頂きたい。

<回答>

保育園を福祉避難所として開設するにあたっては、保育園児の安全を確保するとともに、避難施設スペースが確保できた時点で、開設することとなっております。

ご質問の趣旨は、保育施設に預けられている保育園児が、そのまま福祉避難所に避難することを想定されているものと思われまますが、前述のとおり、福祉避難所として開設すること、発災後保護者によ

るお迎えがない滞在園児の保育や、災害により親等を失った園児の保護は異なるものとなります。
このような発災後の保育等については、西東京市BCPに基づき実施されることとなります。

(2) セキュリティについて

1-(8)で明記した自動集計システム導入に伴い、玄関のオートロック解除に反映されたセキュリティ対策の導入をお願いしたい。導入が困難な場合は、他自治体で行っているようなロック解除番号を年度初めに保護者へ通達し、それをういて保護者が解除出来るよう検討いただきたい。このロック解除番号は毎年度変更されるものとし、解除番号が分からない場合は従来通りインターフォンでの対応となるが、これにより現在のオートロック解除時間（開放時間）が無くなるため、不審者の侵入も免れるものと考えます。

<回答>

自動集計システム導入については、1-(8)の回答をご参照ください。
また更なるセキュリティ対策の導入については、オートロック化の完了から間がないことから、厳しい財政状況の下、即時の対応は難しいものと考えておりますが、今後到来するオートロックの更新時期にあわせ、既存システムの効果・検証を踏まえ、総合的に検討してまいりたいと考えております。

(3) 駐輪場の整備について

現在はこべら保育園とほうやちよう保育園など一部の保育園では駐輪場がなく、道路へ一時的に自転車を止めざるを得ない状況となっています。保育園の敷地内のスペース確保が難しい場合、少し離れた場所でも園の駐輪場を整備いただけると登降園の安全確保に繋がると考えます。

<回答>

駐輪場の確保については、それぞれが抱える課題を整理・検証してまいります。

3. 民営化について

(1) 民営化における費用対効果について

市内17園のうち7園が民営化委託となり、一定期間が経過している園については公立保育園として運営していた期間に比べての費用対効果が数値として出ているものと考えていますが、委託したことで得た費用対効果を教えてください。

<回答>

民営化（民間委託）による年間の財政効果額は、1園あたり概ね20,000千円～30,000千円でした。しかし、平成27年4月1日に委託した芝久保保育園においては、平成27年度決算で14,479千円の効果額になるなど、民営化に伴う効果額は減少しているところです。

(2) 民営化に伴う職員の移動について

公立保育園に勤務していた職員が民営化の影響で通勤が困難な職場へ移動される事なきよう、お願いしたい。また、従来の職員についても民営化の影響で早期退職等をせざる事なきよう、継続的な勤務先の確保や委託先との連携等をお願いしたい。

<回答>

民営化（民間委託）となる保育園に勤務していた市職員は、定年退職等で欠員が生じた保育園に配置換えすることを基本としており、委託による退職を促した事実はございません。

保育士を含む市職員の採用においては、市の公共施設等における勤務を前提としており、人事異動については、東京都などの他の自治体や、東京都市町村総合事務組合といった一部事務組合などに派遣となる場合には、本人の同意を得た上で行っております。したがって、本人の意に反し、通勤が困難とな

る職場への異動はないものと考えております。

また、非常勤職員（非正規雇用）についても、雇用主が代わるものの、本人が希望すれば引き続き委託園で勤務することができるよう、委託事業者には該当園の非常勤職員の積極的な雇用をお願いしてきたいところです。

(3) 今後の民営化について

3-(1)で開示を求めている費用対効果に関してはその殆どが人件費の削減によるものという認識です。そもそも保育士不足はこのような人件費の削減により発生したものと考えているため、保育士の処遇改善は公立保育園の継続的な維持をすることとも考えます。今後の民営化の計画について、西東京市で維持してきた保育の質が大幅に変わってしまうのであれば、子どもたちの安全、安心を第一に考え、民営化をせず、公立保育園の継続的な運営も視野に入れて頂きたいと考えています。その上で民営化をせざるを得ないのであれば、従来通りの公設民営での運営を検討いただきたい。

<回答>

民営化（民間委託）にあたっては、公立保育園としての保育内容を基本としつつ、民間事業者の優れている部分については、市だけではなく保護者の理解も得た上で、公平性の観点を守られる範囲内で、事業者の特色を生かした保育を行っていただきたいと考えております。したがって、公立公営園と変わらない、又はそれ以上の保育を実施していただけるような運営事業者を委託事業者として選定してきたところです。

今後については、これまでの民営化（民間委託）の検証を踏まえ、平成29年度に民間委託化に係る計画を策定し、計画的に進めてまいります。

4. その他

(1) 合同観劇について

市内在園幼児の合同観劇について、特に子供達は非常に楽しみにしている行事の1つであることから継続的に運営頂けるよう予算の確保をお願いしたい。

<回答>

合同観劇については、子どもたちに有益な体験をさせたいという主旨のもと、保育士等が内容や劇団などを選定し、実績を重ねてきたものでございます。

毎年度、子ども達にも好評であると認識しておりますので、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

(2) アスタ似顔絵展について

毎年度初頭に行われている年長児アスタ似顔絵展に関して、継続的に運営して頂けるよう関連各所との連携をお願いしたい。

<回答>

似顔絵展については株式会社アスタ西東京主催のイベントでございますので、主催者から依頼を受け、各保育園に出展の協力を依頼しております。

また、多くの保護者の皆様に御好評いただいている反面、わずかではございますが反対の御意見をお持ちの保護者様からの御指摘がある状況もありますので、今後様々な状況も踏まえ、実施していきたいと考えております。